公募型プロポーザル方式による提案書の募集の実施

平成28年3月14日

「地方競馬教養センター障害角馬場路盤改修工事の設計監理及び入札支援業務」について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

地方競馬全国協会
地方競馬教養センター会計
契約担当役　永　岩　幸　男

１．業務概要

【業務内容】

⑴　障害角馬場路盤改修工事の設計業務
（現状調査、設計協議、設計図書等の作成　等）

⑵　同工事の施工業者選定のための一般競争入札実施の支援業務
（入札参加者の資格審査への助言、現場説明会への立会い、質疑応答　等）

⑶　同工事の施工監理・竣工検査
（工事期間中の打合せ出席及び施工監理、竣工検査への立会い　等）

【業務場所】

栃木県那須塩原市接骨木４４３（地方競馬教養センター内）

【業務期間】

契約締結日～平成 28 年 11 月 2 日（施工完了予定日）
（上記業務場所での施工期間は「平成28年10月3日～平成28年11月2日」を予定する。）

２．資格要件

⑴　次に該当しないものであること。

① 契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者。

② 次の㋐から㋓のいずれかに該当する者でその事実があった後２年を経過しない者。

㋐ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者。

㋑ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を著しく害し若しくは不正の利

益を得るために連合した者。

(ｳ) 選定者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

(ｴ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ｵ) 理由がなく契約を履行しなかった者

(ｶ) 上記(ｱ) から(ｵ)のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

(2) 当協会及び地方競馬主催者から、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（昭和２７年法律第 172 号）に基づく、更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 暴力団排除に関する誓約事項について同意する者であること。

(5) 参加表明書を提出し、担当者の了解を得た者であること。

３．提案限度価格等

(1) 提案書限度価格　　**46,130千円**（※）

(2) 最低制限価格　　無

（※ 「本件業務の請負金額」＋「工事本体の施工見込金額」の合計金額）

４．手続等

(1) 説明書等の交付場所及び問い合わせ先

栃木県那須塩原市接骨木443

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター 庶務課

電話：0287－36－5511　　FAX：0287－36－5513

E-mail center@nar.keiba.go.jp

※ 問合せは特別な事情がある場合を除いてメールにて行うこと

(2) 説明書等の交付方法

本公告の日から上記(1)の場所にて交付する。

郵便又はメールによる交付を希望する場合は、上記(1)に連絡のうえ、交付を依頼すること。

その際、資格要件について、確認することがある。

（※ 郵便の遅配等による苦情は一切受け付けない。）

(3) 説明書等の交付期間

平成28年3月14日（月）から平成28年4月14日（木）までの土日祝を除く毎日午

前10時から午後4時まで。（正午から午後1時を除く）

※ 必ず事前連絡の上、来所して下さい。

(4) 参加表明書の提出期限

平成 28 年 4 月 15 日 （金） 午後 5 時まで

(5) 提案書の提出期限

平成 28 年 4 月 20 日 （水） 午後 5 時まで

(6) ヒアリングの日時及び場所

平成 28 年 4 月 27 日 （水） 午後 1 時 30 分 ～

地方競馬教養センター 那須寮会議室

※ 説明時間は1社あたり30分以内とし、来所時間については当センターの担当者から各社に別途連絡する。

(7) 選定結果の通知日時

平成 28 年 4 月 28 日（木）午後 5 時

提案書を提出した全社に上記日時までにFAX又はメールにて通知する。

4 その他

(1) 提案の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した提案書、提案者に求められる義務を履行しなかった者の提出した提案書、その他の条件に違反した提案は無効とする。

(2) 契約の締結

本件の業務委託に係る費用については、当協会平成 28 年度予算に計上しているが、目下のところ認可前であることに付き、当該業務委託契約については、当該予算の認可後に締結するものとする。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 詳細については、説明書による。